平成２１年（フ）第１０７６６号
神奈川県川崎市麻生区高石２丁目８―25―206
破産者　安田　明徳
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１１３号
福島県白河市田町３番地
破産者　大和商事株式会社
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第５７１号
埼玉県川口市差間２丁目17番24号
破産者　アイ・シイ・エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第５７２号
静岡県焼津市中港２丁目２番12号
破産者　株式会社キク商事
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第８３８０号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目20番１号
破産者　株式会社マルタ
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３４号
大阪府摂津市新在家１丁目14番24号
破産者　株式会社シティサービス・エーワン
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６４号
大阪市東淀川区西淡路５丁目８番17号
破産者　株式会社香川商事
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６５号
神戸市灘区記田町５丁目３番４号
破産者　株式会社アムズコーポレーション
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０１３号
大阪市西区江戸堀１丁目15番10号
破産者　株式会社ＳＳＧ
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１４０号
大阪府箕面市船場東３丁目10番28号
破産者　株式会社アイテック
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１６３号
大阪府八尾市老原９丁目126番地１
破産者　八尾精密工業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２１７号
大阪市城東区諏訪３丁目12番15―508号
破産者　株式会社ティーカンパニー
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２５４号
大阪市東淀川区小松２丁目５番16号パラディオン301号
破産者　有限会社Ｔ．Ｎ企画
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４６０号
大阪市中央区北浜２丁目３番９号
破産者　宗像総合開発株式会社
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１６号
大阪府藤井寺市林５丁目７番11号
破産者　森測量設計有限会社
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
大阪府羽曳野市誉田６丁目657―１
破産者　有限会社山斗
1　決定年月日　平成21年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１５６号
盛岡市玉山区日戸字七手役22番地２
破産者　有限会社広田建設
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６５４号
東京都港区芝３丁目６番10号
破産者　株式会社ＣＤＭパートナーズ
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５１６４号
東京都板橋区双葉町46―10―103
破産者　佐久川昌勝
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５６５号
東京都練馬区南田中２丁目15―15
破産者　宇津木大介
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５７２号
東京都世田谷区北沢１丁目７―４
破産者　西村　征一
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２９１号
横浜市港南区港南４丁目10番１号上大岡フラワーマンションⅥ102
破産者　有限会社セブンシーズ横浜
1　決定年月日　平成21年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部